

第7号の2様式並びに第7号の2様式別表1、別表2、別表3、別表4、別表5及び別表6記載の手引

欄 等		記 載 の し か た	留 意 事 項
第 七 号 の 二 様 式 (そ の 一)	1 用途等	この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。	
	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3 「政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあっては「有」を、政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあっては「無」を○印で囲んで表示します。	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所又は事業所（以下この記載の手引において「事務所等」といいます。）の所在する都道府県が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいい、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の3.2を用いて計算する法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。
	4 「当期の控除対象外国税額①」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表6(2)の1の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の1の欄を、外国法人にあっては法人税の明細書（別表6の3）の1の欄の金額を記載します。	
	5 「前3年以内の控除限度額を超える外国税額②」	前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国税額のうち、前期までに法人税、道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなかった部分の額を記載します。	
	6 「国税の控除限度額④」	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額以下の場合 同表の①の欄の金額 (2) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額以下の場合 同表の⑥の欄の金額 (3) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額	
	7 「道府県民税の控除限度額⑥」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の3.2を乗じて計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人は、第7号の2様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	
	8 「前3年以内の控除未済外国税額の明細」	(1) 前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において道府県民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えることとなったため控除することができなかった額がある場合に記載します。 (2) ⑬の欄は、次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める金額を記載します。 (4) この申告書を提出する法人を合併法人等（合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。）とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第21項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあ	

		っては、第7号の2様式別表5（その1）の⑦の欄の金額 (II) この申告書を提出する法人を分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。）とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第28項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表6（その1）の⑤の欄の金額	
	9「各道府県ごとに控除する外国税額の明細」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が次のように記載します。 (1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間（以下この記載の手引中において「算定期間」といいます。）の末日現在の従業者数を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第7号の2様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。 (2) 都道府県ごとの⑩の欄の計算は⑨及び⑪の欄の金額の合計額を各都道府県ごとに従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した外国税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。 (3) ⑪の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第6号様式の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から特定寄附金税額控除額（第6号様式の⑧の欄）の金額を控除した金額を記載します。 また、道府県内に恒久的施設を有する外国法人の⑫の欄は、第6号様式別表1の2の⑥の欄の金額（100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から同表⑦の欄の金額を控除した金額を記載してください。	
第七号の二様式（その二）	1 用途等	(1) この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都に提出する第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。なお、この明細書は、第7号の2様式（その1）に代えて使用して差し支えありません。 (2) この明細書中、2段書きとされている各欄は、上段に道府県相当分、下段に市町村相当分を記載します。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無」及び「政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人及び市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあっては「有」を、これらの額を政令第9条の7第7項本文及び政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあっては「無」を○印で囲んで表示します。	市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所等の所在する市町村が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいい、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の9.7を用いて計算する法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。
	4「当期の控除対象外国税額①」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表6(2)の1の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の1の欄を、外国法人にあっては法人税の明細書（別表6の3）の1の欄の金額を記載します。	

5「前3年以内の控除限度額を超える外国税額②」	前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国税額のうち、前期までに法人税、道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなかった部分の額を記載します。	
6「国税の控除限度額④」	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額以下の場合 同表の①の欄の金額 (2) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額以下の場合 同表の⑥の欄の金額 (3) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額	
7「道府県民税の控除限度額⑥」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の3.2を乗じて計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人は、第7号の2様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	
8「市町村民税の控除限度額⑦」	市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の9.7を乗じて計算した金額を記載し、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人は、第20号の4様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	
9「当期分として算定した法人税割額⑫」	㉔の欄若しくは㉕の欄又は第6号様式の⑦の欄から⑧の欄の金額を控除した金額を記載します。	東京都の特別区にのみ事務所等を有する法人（他の道府県に事務所等を有する法人を除く。）の特別区分の都民税法人税割額は次の金額を記載します。 (1) 道府県相当分（上段） 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第7号の3様式⑫の欄の金額に20分の5を乗じた金額を控除した金額 (2) 市町村相当分（下段） 東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から(1)に規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式⑫の欄の金額に20分の15を乗じた金額を控除した金額 (3) (1)及び(2)の計算の過程において1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。
10「前3年以内の控除未済外国税額の明細」	(1) 前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において道府県民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えることとなったため控除することができなかった額がある場合に記載します。	

	(2) 「当期分」の欄は、「当期分の控除外国税額⑩」の欄の金額のうち、当期において「当期分として算定した法人税割額⑫」の欄の金額から控除できない金額があるとき、当該控除できない金額を記載します。 (3) 「翌期繰越額計」の欄は、前3年以内の控除未済外国税額の「計」及び「当期分」の欄の翌期繰越額の合計額を記載します。 (4) ⑭の欄は、次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める金額を記載します。 (イ) この申告書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第21項及び政令第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表5（その2）の⑦の欄の金額 (ロ) この申告書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第28項及び政令第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表6（その2）の⑤の欄の金額	
11「各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額の明細」	2以上の都道府県及び市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。 (1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税及び市町村民税の控除限度額を政令第9条の7第7項本文及び政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあっては、算定期間の末日現在の従業者の数を記載し、道府県民税及び市町村民税の控除限度額を政令第9条の7第7項ただし書及び政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人は、第7号の2様式別表2の⑧の欄及び第20号の4様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。 (2) ⑰及び⑳①の欄の計算は、⑩及び⑪の欄の金額の合計額を各都道府県及び各市町村ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した外国税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。 ただし、特別区に事務所等を有する法人の特別区分の道府県民税及び市町村民税の控除すべき外国税額は、⑬の欄から、特別区以外の各都道府県及び特別区以外の各市町村の控除すべき外国税額の合算額を控除した額となります。 (3) ⑮の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第6号様式の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から特定寄附金税額控除額（第6号様式の⑧の欄）の金額を控除した金額を記載します。 また、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人の⑮の欄は、第6号様式別表1の2の⑥の欄の金額（100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から同表⑦の欄の金額を控除した金額を記載してください。 (4) ②①の欄は、各市町村ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第20号様式の⑤の税額の欄又は⑥の税額の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から特定寄附金税額控除額（第20号様式の⑦の欄）の金額を控除した金額を記載します。 また、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人の②①の欄は、第20号様式別表1の2の⑥の欄の金額（100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から同表⑦の欄の金額を控除した金額を記載してください。	東京都の特別区に事務所等を有する法人の特別区の⑮の欄、②①の欄及び特別区以外の⑮の欄には次の金額を記載します。 (1) 東京都の特別区にのみ事務所等を有する法人（他の道府県に事務所等を有する法人に限る。） (イ) 特別区分の⑮の欄 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第7号の3様式②①の欄の金額に20分の5を乗じた金額を控除した金額 (ロ) 特別区分の②①の欄 東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から(イ)に規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式②①の欄の金額に20分の15を乗じた金額を控除した金額 (2) 特別区と東京都の市町村の両方に事務所等を有する法人 (イ) 特別区分の⑮の欄 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割

			相当額から第7号の3様式⑮の欄の金額（同様式⑬の欄の金額が同様式⑰の欄の金額を超える場合には次の式により計算した金額）に20分の5の割合を乗じた金額を控除した金額 第7号の3様式⑳の欄の金額×同様式⑮の欄の金額／（同様式⑮の欄の金額＋同様式⑰の欄の金額） (Ⅱ) 特別区分の㉑の欄 東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から(イ)に規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式⑮の欄の金額（同様式⑬の欄の金額が同様式⑰の欄の金額を超える場合には次の式により計算した金額）に20分の15の割合を乗じた金額を控除した金額 第7号の3様式⑳の欄の金額×同様式⑮の欄の金額／（同様式⑮の欄の金額＋同様式⑰の欄の金額） (Ⅲ) 特別区以外分の㉒の欄 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から、次の式により計算した金額を控除した金額 第7号の3様式の㉑の欄の金額－((イ)において道府県民税の法人税割相当額から控除する金額＋(Ⅱ)において市町村民税の法人税割相当額から控除する金額) (3) (1)及び(2)の計算の過程において1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。
別表一	1 用途等	(1) この明細書は、第7号の2様式の明細書に添付してください。 (2) この明細書の各欄に記載する金額は、第7号の2様式の明細書及び法人税の明細書（別表6(3)）の各欄に記載する金額	

		とおおむね一致しますから、これらの明細書に記載したところに準じて記載します。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」	(1) 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越」の欄は、次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める金額を記載します。 (イ) この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第9項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表3の⑪の欄の金額 (ロ) この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表4の⑤の欄の金額 (2) 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める金額を記載します。 (イ) この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第9項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表3の⑭の欄の金額 (ロ) この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表4の⑩の欄の金額	
別表二	1 用途等	この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第7号の2様式の明細書に添付してください。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「法人税の控除限度額①」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表6(2)）の16の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の13の欄の金額を、外国法人にあっては法人税の明細書（別表6の3）の11の欄の金額を記載します。	
	4「従業者数②」	算定期間の末日現在の従業者の数を各都道府県ごとに記載します。この場合において、特別区の存する区域と当該区域以外の都の区域に事務所等を有する法人にあっては、特別区の存する区域の事務所等の従業者数と当該区域以外の都の区域の事務所等の従業者数とに区分して記載します。	
	5「②で按分した法人税の控除限度額④」	①の欄の金額を従業者数の③の欄の総従業者数で除して1人当たりの金額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載します。）を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各都道府県ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
	6「税率⑤」	当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各都道府県ごとの道府県民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域と当該区域以外の都の区域に事務所等を有する法人にあっては、特別区の存する区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合に12.9分の3.2を乗じて得た割合（当該割合に小数点以下1位未満の端数があるときは、その	

		端数を四捨五入します。)を、当該区域以外の都の区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率をそれぞれ記載します。	
	7「道府県民税の控除限度額⑥」	各都道府県ごとの④の欄の金額に各都道府県ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額を記載します。	
	8「補正後の従業者数⑧」	各都道府県ごとの②の欄の従業者数に各都道府県ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た数を100分の3.2で除して得た従業者数を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
別 表 三	1 用途等	この明細書は、政令第9条の7第9項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出してください。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「被合併法人等の控除余裕額①」	次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。）とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額	
	4「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号。以下「平成26年所得税法等改正法」といいます。）第3条の規定による改正前の法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表6（5の2））の11の欄の金額 (2) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正前の法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表6の2（2の2）付表）の7の欄の金額 (3) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正後の法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表6（2））の15の欄の金額 (4) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正後の法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表6の2（2）付表）の11の欄の金額 (5) 外国法人 法人税の明細書（別表6の3）の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
	5「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③／②」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。	
	6「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」	次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額	

		(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額	
	7「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」	⑤の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6（2の2））の21の欄の金額を記載します。	
	8「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は⑤×⑦／⑥」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「⑤又は」を抹消します。	
別表四	1 用途等	この明細書は、政令第9条の7第18項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出してください。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「当該法人の控除余額①」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載します。	
	4「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号。以下「平成26年所得税法等改正法」といいます。）第3条の規定による改正前の法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表6（5の2））の11の欄の金額 (2) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正前の法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表6の2（2の2）付表）の7の欄の金額 (3) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正後の法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表6（2））の15の欄の金額 (4) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正後の法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表6の2（2）付表）の11の欄の金額 (5) 外国法人 法人税の明細書（別表6の3）の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
	5「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載します。	
	6「当該法人の外国の法人税等の額⑦」	⑥の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6（2の2））の21の欄の金額を記載します。	
別表五（その一）	1 用途等	この明細書は、政令第9条の7第21項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式（その1）の明細書に添付してください。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「被合併法人等の控除未済外国税額①」	次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併	

		の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その1）の⑮の欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その1）の⑮の欄の金額	
	4「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号。以下「平成26年所得税法等改正法」といいます。）第3条の規定による改正前の法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表6（5の2））の11の欄の金額 (2) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正前の法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表6の2（2の2）付表）の7の欄の金額 (3) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正後の法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表6（2））の15の欄の金額 (4) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正後の法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表6の2（2）付表）の11の欄の金額 (5) 外国法人 法人税の明細書（別表6の3）の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
	5「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③／②」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。	
別表五（その二）	1 用途等	この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が政令第9条の7第21項及び第48条の13第22項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式（その2）の明細書に添付してください。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「被合併法人等の控除未済外国税額①」	次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その2）の⑯の欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その2）の⑯の欄の金額	
	4「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号。以下「平成26年所得税法等改正法」といいます。）第3条の規定による改正前の法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表6（5の2））の11の欄の金額 (2) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正前の法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表6の2（2の2）付表）の7の欄の金額 (3) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正後の法	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。

別表六（その一）		人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表6（2））の15の欄の金額 (4) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正後の法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表6の2（2）付表）の11の欄の金額 (5) 外国法人 法人税の明細書（別表6の3）の10の欄の金額	
	5「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③／②」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。	
	1 用途等	この明細書は、政令第9条の7第28項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式（その1）の明細書に添付してください。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「当該法人の控除未済外国税額①」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その1）の⑮の欄の金額を記載します。	
別表六（その二）	4「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号。以下「平成26年所得税法等改正法」といいます。）第3条の規定による改正前の法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表6（5の2））の11の欄の金額 (2) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正前の法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表6の2（2の2）付表）の7の欄の金額 (3) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正後の法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表6（2））の15の欄の金額 (4) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正後の法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表6の2（2）付表）の11の欄の金額 (5) 外国法人 法人税の明細書（別表6の3）の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
	1 用途等	この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が政令第9条の7第28項及び第48条の13第29項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式（その2）の明細書に添付してください。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「当該法人の控除未済外国税額①」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その2）の⑯の欄の金額を記載します。	
	4「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号。以下「平成26年所得税法等改正法」といいます。）第3条の規定による改正前の法人税法第69条又は租税特別措置法第66	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。

	条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表6（5の2））の11の欄の金額 (2) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正前の法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表6の2（2の2）付表）の7の欄の金額 (3) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正後の法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表6（2））の15の欄の金額 (4) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正後の法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表6の2（2）付表）の11の欄の金額 (5) 外国法人 法人税の明細書（別表6の3）の10の欄の金額
--	---